

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）において運転手として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、配送先の店舗で商品を積んだカゴ車を手で支えながら、パワーゲートで荷下ろし中、カゴ車が落下し負傷したことから、B救急センターに搬送され「第1腰椎破裂骨折、腰髄損傷、脳挫傷の疑い」と診断された。

請求人は、請求人の傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、給付基礎日額〇円に应ずる休業補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の給付基礎日額を〇円として休業補償給付を支給した監督

署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日審査官作成の聴取書において、「〇月分の給与明細書については、特に問題があるとか、賃金未払があるとか、時間外労働に漏れがあるとは考えていません」と述べているが、当審査会において、請求人に未払い賃金がないか確認するため、賃金台帳、個人別稼働一覧表（準社員）及びCの申述に基づき、本件給付基礎日額算定期間における請求人の労働時間を推計したところ、以下のとおりとなる。

① 総労働時間

$$\text{②} + \text{③} + \text{④} = 192\text{時間}30\text{分}$$

② 所定内労働時間

$$8\text{時間}(1\text{日}) \times 15\text{日}(出勤日) = 120\text{時間}$$

③ 時間外労働時間（時間外手当の対象。以下同じ） 60時間

④ 休日労働時間（休日勤務手当の対象。以下同じ。） 12時間30分

⑤ 深夜労働時間（深夜業手当の対象。以下同じ。）

$$1\text{日}6\text{時間} \times 16\text{（平日}15\text{、公出}1\text{）} = 96\text{時間}$$

(2) 当審査会が推計した労働時間と監督署長が本件処分に当たって算定した労働時間は、おおむね一致しているが、当審査会の推計では、時間外労働時間が4.5時間少なく、深夜労働時間が16時間少なくなっている。

残業時間の差は、会社の準社員（パート・アルバイト）就業規則において、休日労働には休日勤務手当が支給され、時間外手当は支給されない取り扱いになっていると認められるが、個人別稼働一覧表から、会社は、請求人の休日労働について、4.5時間の時間外手当を支給していることによるものである。

また、深夜労働時間の差は、Cの申述から、請求人が、深夜労働を行ったのは1日6時間であるが、会社は、深夜業手当について休憩時間を含め1日7時間で算定していることによるものである。

したがって、当審査会は、監督署長が賃金台帳により算定した給付基礎日額には、請求人の労働実態以上の時間外手当及び深夜業手当が含まれているものと判断する。

(3) 請求代理人は、審査官の推計した労働時間を基本としつつ、時間外労働時間及び深夜労働時間を自らの主張する方法で上乘せした場合、請求人の給付基礎日額は監督署長が算定した額を超えると主張するが、上記(2)のとおりであるから、請求代理人の主張は採用できない。

4 以上のとおりであるから、請求人の給付基礎日額は〇円を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。